持続化給付金

新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を支給します。

給付対象者

○ 新型コロナウイルス感染症の影響により、
ひと月の売上が前年同月比で**50%以上**減少している事業者

※資本金10億円以上の大企業を除く、**中堅企業・中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者**を対象とします。また、**医療法人、農業法人、NPO法人など、会社以外の法人についても幅広く対象**となります。

給付額

法人は**200万円**、個人事業者は**100万円**
（ただし、**昨年1年間の売上からの減少分が上限**です。）

売上減少分の計算方法

前年の総売上（事業収入）－（前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月）

持続化給付金事業 コールセンター
直通番号：0120-115-570　IP電話専用回線：03-6831-0613
受付時間：8時30分~19時00分
※5月・6月（毎日）、7月から12月（土曜日を除く）
https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/kyufukin.pdf

【申請サイト】
「持続化給付金」の事務局HP
https://www.jizokuka-kyufu.jp

【申請要領・よくあるお問合せ等】
上記の事務局HPまたは、経済産業省HPよりご確認いただけます。
経済産業省HP（持続化給付金）
https://www.meti.go.jp/covid-19/jizokuka-kyufukin.html